

「東京女子高等師範学校附属高等女学校生徒服装の変遷」（坂内青嵐画、1934年頃）

お茶の水女子大学附属高等学校には、その前身である東京女子高等師範学校附属高等女学校（以下、附属高女とする）の明治から昭和初期にかけての通学服の変遷を描いた日本画の掛軸（八幅）が残されている。この掛軸は1934（昭和9）年10月29日に開催された東京女子高等師範学校の開校六〇周年記念式典の際に校内展示するために制作された。軸装の全長は2メートル（画はおよそ70×160センチメートル）に及び、それぞれ「明治十八年から三十一年の式服」「明治二十五年頃の通学服」「明治三十年頃の通学服」「明治三十五年頃の通学服」「大正元年頃の通学服」「大正十年頃の通学服」「昭和七年以降の通学服」（セーラー服）「昭和七年以降の通学服」（ジャンパースカート）と題されている。これらは1932（昭和7）年の制服制定より1934（昭和9）年の開校六〇周年記念式典の間に制作されたと推定される。

掛軸の制作者は、日本画家の坂内青嵐（1881－1936）である。同校に通う娘（房江）をモデルに描いたといわれる。坂内青嵐（本名、滝之助）は福島県大沼郡会津高田町に生まれ、1908（明治41）年に東京美術学校日本画科本科を卒業した。文展及び帝展に出品、入選を果たし、歴史画家として活躍した。代表作には、渡辺崋山を描いた「先覚照影」（福島県立美術館所蔵）がある。

八幅の掛軸を年代順にみると、通学服が和装から和洋折衷を経て洋装へと変遷していく様子が描かれている。はじめの三幅が和装、次の三幅が着物に袴、束髪、リボン、洋傘、靴、鞆を取り合わせた和洋折衷の服装、おわりの二幅が洋装である。

はじめの「明治十八年から三十一年の式服」から「明治二十五年頃の通学服」「明治三十年頃の通学服」の三幅には着物姿の生徒が色彩豊かに描かれている。1882（明治15）年の開校当初には特別な服装規程はなく、生徒心得には質素を旨とし、華美を戒める方針が示されるのみであった。卒業生の回想によれば、明治30年前後の服装は長袖の着物に帯をお太鼓、豎やの字、貝の口などに結び、麻裏の草履や雪駄を履き、頭髪はおさげ、束髪、桃割れ、唐人髷、稚児髷などまちまちであった（茂木由子「明治三十年時代の学校の御話」『作楽』45号、1934年）。この頃まではそれぞれの家庭において階層や年齢、趣味を反映した装いが行なわれ、掛軸には明治の「御嬢様」の姿が描き出されたと思われる。

続く「明治三十五年頃の通学服」「大正元年頃の通学服」「大正十年頃の通学服」の三幅には袴を着用した生徒が描かれている。附属高女で袴が規定されたのは1898（明治31）年のことである。日清戦争以後、日本女性の体位向上の見地から女子への運動が奨励され、機能的かつ衛生的な服装として袴が全国の女学校に普及した。さらに附属高女では1900（明治33）年に運動靴の使用、1906（明治39）年に徽章が規定され、そうした服装規程の変遷が掛軸に描きこまれた。また前出の三幅の掛軸と比べると、頭髪が日本髪から束髪に、持ち物が和傘から洋傘に、風呂敷包みから鞆に変わった様子が描き分けられている。

おわりの「昭和七年以降の通学服」（セーラー服）「昭和七年以降の通学服」（ジャンパー

スカート)の二幅には、1932(昭和7)年に制定された二種類の制服姿の生徒が描かれている。これらの制服制定に至るまでに、1919(大正8)年に一年から三年の生徒に筒袖又は洋服の着用、1930(昭和5)年に五種類の標準服が選定された。大正年間には第一次世界大戦、生活改善運動、関東大震災などの影響により、服装を含む生活全般の見直しや改革が進められた。そうした状況のなかで通学服は袴から洋服へと転換し、掛軸には制服として規定された洋服(セーラー服とジャンパースカート)が描かれた。

以上でみてきた八幅の掛軸は、附属高女における通学服変遷の公式記録という性格をもっていた。ただし、この公式記録は1934(昭和9)年よりそれまでの服装変遷の歴史を振り返ってまとめられたものである。このことは、通学服の描写や構成に制作者及び依頼者やその時代の歴史観が含まれていることを意味する。すなわち、どの服装を取り上げるのか、どのように描くのかといった1934年当時の価値判断や解釈が多分に加わっていると考えられる。

そのことを示す具体例として、掛軸に描かれなかった服装に注目してみたい。卒業生の服装に関する回想と照らし合わせると、掛軸には明治20年前後の鹿鳴館時代の洋装、明治後期の改良服の試みが描かれていないことがわかる。また校史(後掲の年表参照)に記録されているにも関わらず、1930(昭和5)年に選定された五種類の標準服も取り上げられていない。掛軸が制作される際、どの服装を描くかについて選別が行なわれたことは明らかである。

では、なぜこのような題材の選別が行なわれたのだろうか。その理由の一つとして「和服から洋服への変遷」という近代の服装史観の問題を指摘できる。上述のように、八幅の掛軸は、通学服が和装から洋装へと変遷していく様子を描いている。しかし、一時の流行として語られる鹿鳴館時代の洋装、和服でも洋服でもない改良服の試み、制服制定までの過渡期とみなされる標準服はどれも、このような単線的な服装史観には必ずしもうまく当てはまらない事例である。それゆえ、これら三つは掛軸に描かれなかったのではないだろうか。当該資料は通学服の変遷を示す歴史資料として意義があるが、ただしそれはまた一方で、服装の上に展開された葛藤や試行錯誤の軌跡を(結果的に)見えにくくしている可能性があるといえる。

以上のような資料としての性格を念頭に置いて眺めるならば、八幅の掛軸は明治から昭和初期にかけての通学服の変遷を単に伝えるだけでなく、五十年に及ぶ服装変遷の歴史をどのように認識し、いかに表現し定着させるかという歴史認識や歴史像の形成に関わる資料として読み解くことができる。「東京女子高等師範学校附属高等女学校生徒服装の変遷」は、そこに描かれたものと描かれなかったものの双方を見渡すことで、日本近代の服装変遷に対する理解の幅を広げ、多様な解釈の可能性を拓く資料となる。

東京女子高等師範学校附属高等女学校の服装規程の変遷

西暦(年号)	服装規程及び学校制度の沿革	補足
1882(明治 15)年	東京女子師範学校附属高等女学校創立される	
1883(明治 16)年	生徒心得(『東京女子師範学校附属高等女学校規則』) 「服飾等ハ質素ヲ旨トシ、世間ノ風習ニ從ヒ奇異浮華ニ流ルベカラズ」	※質素を旨とする方針以外に、具体的な規則は明記されていない。
1886(明治 19)年	東京高等女学校(文部省の直轄)となる	
1890(明治 23)年	女子高等師範学校附属高等女学校となる	
1893(明治 26)年	附属学校及び幼稚園の生徒及び園児の保護者にあてた服装に関する通知書 「一、衣服ノ地質ハ綿布、麻布、毛織物ノ類トス、但時宜ニヨリ紬太織ノ類ヲ用フルモ苦シカラズト雖モ、絹織縮緬ナドハ禁ジタキ事。 一、衣服ノ袖ハ男児ニアリテハ筒袖、女児ニアリテハ成ルベク短キヲ可トス。殊ニ幼女児ニ在リテハ可成筒袖ヲ用ヒシメタキ事。 一、祝祭日其他儀式挙行ノ際ト雖モ、成ルベク華美ノ衣服ヲ着用セシメザルコト。」	※衣服の地質(綿・麻・毛は可、絹は不可)、袖の形態及び長さ、式服の華美の抑制について言及される。
1898(明治 31)年	袴の着用 セル、サージ、モス等の毛織物 色は紫、えび茶	※この頃、日本女性の体位向上の観点から女子に運動が奨励される。
1900(明治 33)年	校内にて運動靴の使用	
1906(明治 39)年	徽章の制定 八稜鏡の中に菊と欄の模様、菊の花弁に「女高師高女」の文字 帯(バンド)は古代紫の地、幅の中央に緑の筋(水を表す)、その中に白いお茶の実が連なった模様の博多織	※徽章を帯(バンド)に通して、袴の腰の部分に佩用した。女高師高女の生徒の印となった。
1908(明治 41)年	東京女子高等師範学校附属高等女学校となる	
1916(大正 5)年	通学に靴の使用	
1919(大正 8)年	本科一、二、三学年生徒は筒袖又は洋服の着用	※低学年に向けた規定。この頃より低学年を中心に洋服の着用者が増える。
1930(昭和 5)年	通学用標準服五種を選定	※標準服五種とは、セーラー型(一種)、ジャンパー型(二種)、ワンピース型(二種)である。この時、和服の着用者向けにセーラー型の運動服を選定した。
1932(昭和 7)年	制服二種を制定	※制服二種とは、セーラー型とジャンパー型。

<参考文献>

東京女子高等師範学校附属高等女学校『創立五十年』(1932年)